

〔姓序考〕村主

村主は、成務朝廷四年春二月丙寅朔の詔に、是國郡無君長、縣邑無首渠者焉。自今以後、國郡立長、縣邑置首、卽取當國之幹了者、任國郡之首長、是爲中國之蕃屏也。五年秋九月、令諸國以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛、以爲表、とみえしとき置れし也。舊は職號なりしもの、姓になれる也。村主の號の正しくみえしは、孝德朝廷大化二年春正月甲子朔の詔に、別臣連伴造國造、村首所有部曲之民處々田莊云々、とあるぞ始なりける。村主をいふは、縣主村主の二の首なるを思ふべし。村主をしも孝德紀に村首とか、れしは、主首相通へるもて、然か、れたる也。そは姓氏錄に、縣使主を縣使首とかけるにて知るべし。民使首は、民使は氏にて、首は姓なり、此例にて縣使首をも縣使を氏に、村主は須久理と訓べし、和名抄に、伊勢國安濃郡村主須久とみえたれば也。其義は、佐都久理にて、得物撰の意なり。佐都を約れば、須となれり、故須久理といへり。佐都のことのこゝろは、萬葉集第一舍人娘子の歌に、丈夫之得物矢、手插立向射流圓方波見爾清潔之とある。物得矢の佐都とひとつことばなりける。ざるを得物矢は、幸矢なりとて、神代紀彦火火出見尊の山の幸おはしませし故事に引あて、幸弓幸矢なりといへれど、そはいみじき強言也。幸は佐知佐伎とは訓れど、佐都と訓ることなし。得物矢の正しくみえしは、假名をいふに、萬葉集第二十下野國防人大田部荒耳の歌に、佐都夜奴伎、拔得物矢、又第五哀世間難住歌に、佐都由美乎、多爾伎利物知提、握持てなりとみゆ。萬葉集第三志貴皇子の御歌に、足日本乃山能、佐都雄爾とみえし。佐都雄は、第十に山邊爾射去薩雄者、又山邊庭薩雄乃、禰良比、恐跡とみえしに同きを、薩摩人にて、薩摩國人は雄々しきものなれば、如此云といへり。其もてる弓矢なれば、薩弓薩矢なりといふは、其末をのみ云て、本源をたづねいはざるもの也。すべて佐都と云は、よくものをみとめて、其美物を擇りとれるの古言也。村主は諸國の邑里の長として、各地の美物を撰定て、貢進れるものをさしての美稱なり。